

気象警報等発令時の対応について

1 「警報発令への対応」

気象庁による気象情報において、神奈川県東部（横浜・川崎地区）に①から③のいずれかの警報が発令されている場合の臨時休業等の措置を以下のとおりとします。

- ① 「特別警報」（「レベル5大雨」「レベル5土砂災害」「レベル5高潮」「暴風」「暴風雪」「大雪」「波浪」）
- ② 「危険警報」（「レベル4大雨」「レベル4土砂災害」「レベル4高潮」）
- ③ 「警報」（「暴風」「暴風雪」「大雪」）

（Ⅰ）午前 6：00までに警報が解除された場合 → 授業は平常通り行います。

（Ⅱ）午前 9：00 までに警報が解除された場合 → 授業は3時限目から行います。

（Ⅲ）午前11：00までに警報が解除された場合 → 授業は4時限目から行います。

上記の場合は安全に注意しつつ登校してください。

（Ⅳ）午前11：00までに警報が解除されない場合→臨時休業とし、生徒は自宅学習となります。

* 「特別警報」「危険警報」については、神奈川県東部（横浜・川崎地区）に限らず生徒の居住地区に発令された場合、安全に特段の配慮を払った上、上記（Ⅰ）～（Ⅳ）にならった登校行動をとるものとします。

* 上記の警報が発令されていないときでも、天候の状況次第で臨時休業などの措置を取る場合があります。

2 その他

（1）大雪・地震・事故・交通スト等で、南武線が不通の場合もこれに準ずるものとします。

（2）部活動等の扱いもこれに準ずるものとします。

◎上記の対応を原則としますが、自宅周辺の被害状況や交通事情等により、安全確保が難しい場合は、保護者の判断で無理のない範囲での登校または自宅学習とします（出席扱いとなります）。

◎登校後に警報が発令された場合には、天候の状況等を見ながら下校等の措置を取る場合があります。